

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	北阿万筒井 (東所・西所・片平・畑所)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、たまねぎを中心とした露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地域内農地については、ほ場整備事業がほぼ完了しており、圃場整備が完了している優良農地については、耕作放棄田の発生は少ない。一方圃場整備を実施していない地区においては、耕作放棄地が多くなっている。地区全体の傾向として、大規模経営体は不在で兼業農家の占める割合が高く、規模拡大を考えている農家数は少ない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、若手の担い手への農地の集積と共同作業や農作業受託が可能なオペレーターを育成しつつ、移住者を含めた新たな担い手確保が急務であると考えている。

農業者:78人(うち、50歳未満7人)、他地区から入作20人(うち、50歳未満2人)
組 織:筒井地域計画実行委員会(構成員18人)、筒井農地水環境保全会(構成員12人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の将来においても、水稻とたまねぎ、レタス、を中心とした蔬菜類を作付けを中心に露地栽培を行っているものとする。そのため、地域の農業経営体の所得向上に向けて、肥料価格の高騰に対応し、畜産堆肥の有効活用する。機械の共同利用や畝立同時施肥機などの導入を促進し生産面の低コスト化を全体で取り組むこと。また防除機械の共同利用など管理作業の省力化と無駄を省く経費の削減し安定した所得の確保を目指したい。水稻作については以前から集落営農組織による共同化を進めてコスト低減を図っていくことを検討しているが、集落営農の議論については継続協議となっている。農業従事者については、高齢化が進み、地域内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が一層難しくなっている。将来は認定農業者を増価させ、農地の賃貸借のルールを作り認定農業者を中心とした地域営農を目指していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化するなかで、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手が少ない中、既に担い手のいる農家への集積は始まっている。しかし、現状農地の分散が見られる。今後は、地域計画の見直しを定期的に行い高齢化により離農する際には、地域内の担い手に集積するよう働きかける。 新たに新規就農者や若手の事業継承があった場合は、その者に対して農地を集積していくことにより、若手の担い手農家に規模の拡大を容易に行えるよう配慮し所得向上に繋げ地域の中核農家を育成する。 また、個別農家の安定した経営の促進を促すため規模拡大に備え、地域内の各種農機の共同利用組織や農作業支援グループを設立し、将来的に地域営農の法人化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理事業に移行する。農地中間管理事業は手続き期間が半年にわたるため、農閑期である7月8月に次年度以降の農地利用について考え、そのことを丁寧に説明し理解を得て協議し、希望者の農地はこの結果を基に農地中間管理機構に農地を預け、担い手へ又貸しする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。圃場整備が完了していない圃場については、希望があればどうするかを協議する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、専業農家が少なく兼業農家が多く、現在は、水稻とたまねぎの栽培を中心とした栽培をされる方が大部分である。 兼業農家の方が、退職後専業農家になったり、後継者の情報を広く集め新規就農者を募り、後継者のいない農家への事業継承を進め、地域とのかかわりを持ってもらい将来の中核となる人として積極的に地域営農に組み込んでいく。また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば、進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は、個々の農家が必要な作業について農作業を委託しているが、将来的には、地域内の作付けを計画的に行い、水稻作、野菜作を問わず必要な作業を特定の担い手に作業委託を行う。また支援事業を活用するなどして、地域全体の労働力不足の解消に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③ スマート農業については、現在、取組みは少なく機械の補助機能を中心として取り入れられているが、将来的には、ドローンやICTなどの活用による通信データ分析や管理作業の適正化などを経営に取り入れることでより効率的作業体制の確立により所得が得られる経営モデルを模索するため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。
- ⑦ 圃場整備が完了している圃場、基盤整備ができていない圃場ともに優良農地であっても後継者問題から耕作放棄化するリスクも考えられるため、圃場情報の共有と貸借の斡旋、また耕作放棄地の雑草による病害を防ぐため、地域の有志で保全・管理を行う体制を構築する。